



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 受動喫煙防止対策助成金

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 税制改正(国外転出時課税)

NEWS1. 受動喫煙防止対策助成金

改正労働安全衛生法の施行により受動喫煙防止措置の実施が努力義務となります。厚生労働省では受動喫煙防止対策助成金を設け、4月13日から受付を始めています。

1.対象事業主 下記のいずれにも該当する事業主が助成の対象となります。

○労働者災害補償保険の適用事業主であること

○業種別の労働者数または資本金に該当する中小企業事業主であること(例:小売業:50人以下、5000万円以下等)

2.助成対象 助成の対象となる経費は下記のとおりです。

○一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

○一定の要件を満たす屋外喫煙所の設置に必要な経費

○喫煙室・屋外喫煙所以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置などの措置に必要な経費

今年度より屋外喫煙所の設置(要件を満たすための改修等も含む)も助成の対象となりました。

3.助成率 助成額 上記対象に係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの2分の1(上限200万円)。

4.申請手続 工事着工前に「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」および事業計画などの関係書類を所轄都道府県労働局長に提出し、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。

業種別の労働者数・資本金額他の要件、申請様式等は厚生労働省のホームページでご確認ください。

厚生労働省「受動喫煙防止対策助成金」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

NEWS2. (書籍の紹介)

「大人の精神力」 齊藤 孝 著

(内容紹介)

「精神」というと、「鋼のごとく鍛えられた揺るぎないもの」をイメージしますが、環境が激変する現代ではむしろ「どんな変化にも対応できる柔軟な精神力」が必要です。30代までは無理が効く、40代前半もまだいける、しかし40代後半を過ぎると無理が効かず、精神と身体、仕事と家庭のバランスを保ち、ストレスをできるだけ軽減する方法を考えなければなりません。45歳から60歳までに上手に精神を保つ環境を整える=ギアチェンジをすれば、60歳から先が大きく変わる。後期高齢者と呼ばれる75歳まで、人生の後半戦をさらに楽しむための精神構造の「10の力」を解説。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

租税条約上、株式等を売却した者が居住している国に、そのキャピタルゲインに関する課税権があることを利用して、巨額を含み益を有する株式等を保有したまま国外に転出し、キャピタルゲイン非課税国で売却するといった課税逃れができると聞いたのですが、本当ですか？

Answer

本当です。
但し、平成27年7月1日以後に国外転出する方は、税制改正により課税逃れができなくなります。



【解説】

1 国外転出をする場合の譲渡所得課税の特例(国外転出時課税)の創設

平成27年度税制改正により、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」が創設され、平成27年7月1日以後に 国外転出(※1)をする一定の居住者が対象資産(※2)を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税(※3)が課税されることとなりました。

国外転出時課税の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、一定の場合は、減額措置等(※4)を受けることができます。いずれの減額措置等も国外転出までに納税管理人の届出書を所轄税務署に提出するなどの手続が必須となりますので、ご注意ください。

- ※1 国外転出とは、国内に住所又は居所を有しないこととなることをいいます。
- ※2 対象資産とは、1億円以上の有価証券等のことで、有価証券(株式、投資信託等)、匿名組合契約の出資持分、未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引が含まれます。
- ※3 この解説中に出てくる所得税は、復興特別所得税を含みます。
- ※4 減額措置等とは、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置です。

2 国外転出時課税の対象者

国外転出時において、(1)及び(2)のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者となります。
(1)所有等している対象資産の価額の合計が1億円以上であること。
(2)原則として国外転出をする日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有していること。

3 国外転出(贈与)時課税、国外転出(相続)時課税

贈与をする時点で対象者(※5)は、国外に居住する親族等へ対象資産を全部又は一部を贈与するときに、贈与対象資産の含み益に所得税が課されます。

また、相続開始の時の被相続人が対象者(※6)で、対象資産を国外に居住する相続人が相続する場合、被相続人が相続開始時に相続対象資産を譲渡等したものとみなし、相続対象資産の含み益に所得税が課税されます。

- ※5 2の国外転出時課税の対象者の下線部国外転出を贈与に読み替えます。
- ※6 2の国外転出時課税の対象者の下線部国外転出を相続開始に読み替えます。

根拠条文等

財務省 平成27年度税制改正パンフレット
国税庁 国外転出時課税制度パンフレット

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850